

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2005.10.10発行〈通巻第354号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



- 患者・家族の会の訴え実る！  
中皮腫、労災通院費支給基準緩和 ..... 1
- アスベスト環境被害震源地、尼崎に被害者が集結  
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・尼崎支部結成 ..... 6
- アスベスト対策基本法の制定を！「患者と家族の会」が署名活動 ..... 7
- 「ノンアスベスト社会」の実現とすべての被害者の補償を！  
署名協力をお願い ..... 9
- 2005年 年末カンパへのご協力をお願い ..... 10
- アスベスト報道ダイジェスト2005年9月 ..... 11
- 矛盾を背負う、本体給付以外の労災保険による給付 ..... 15
- 韓国からのニュース ..... 16
- 前線から(ニュース) ..... 17  
右腕切断労災の損害賠償訴訟が和解解決 大阪/中国で炭  
鉱事故が増加 中国

# 患者・家族の会の訴え実る！ 中皮腫、労災通院費支給基準緩和

## 労災時効全面救済も前向き検討約束 厚労大臣

アスベスト健康障害の一つ、中皮腫は専門医が限られ、遠距離通院を強いられている場合が多い。労災保険では、原則、交通機関の利用距離が2キロメートル以上4キロメートル以内の医療機関への通院のみに通院交通費が支給される。この範囲に診療に適した（労災）指定医療機関がない場合は、4キロメートルを超える最寄りの医療機関への通院に限って通院費が認められてきた。

「診療に適した」かどうかが問題だったわけだが、胸膜中皮腫といった特殊な疾病であっても、「呼吸器科」を標榜する総合病院があれば、そこより遠いところの専門病院への通院は認めない、という対応が行われてきた。

今回、こうした取り扱いを改め、4キロを超える場合であっても、全国を7ブロックに分け、「ブロック内の医師の紹介等に基づく通院」である場合は、通院費を認めることになった。

指示通達は10月31日に発出され通達の運用はこれからで、実際の運用がどうなるか注目していきたい（「中皮腫の診療のための通院費の支給について」基労補発第1031001号 2005年10月31日）。

また、通院費負担は労災患者だけの問題ではないので、労災認定を受けていな

い中皮腫患者にも支給されるべきものだ。労災以外の被害者への労災と同等の救済を求める運動の中で実現していかなければならないと考えている。

### 患者の声、大臣の約束

中皮腫患者への通院費支給拡大は、ずっと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などの要求事項だった。これが今回、部分的にであれ実現されたきっかけは、10月8日に放映されたNHKスペシャル、尼崎市の特設スタジオに生出演した患者や家族の声だった。



前列左から患者の中村寛寛氏、玉井悦二氏（NHKスペシャルより）

その後、尾辻厚労相から「会いたい」と中村氏に電話連絡があり、10月16日、大阪労働局で面談が実現することになった。面談は約1時間、中村氏、家族の会世話人の古川和子氏、家族の会事務局の片岡（当センター事務局）の3人が尾辻大臣と本省事務方に会った。大臣はこの席上で通院費の支給拡大を明言した。

面談では、通院費問題のほかにも、治療薬の早期承認、認定基準、石綿新法による給付内容などつっこんだ要請をし、大臣もこれにまじめに答えるという真剣なやり取りが行われた。

たとえば、労災以外の中皮腫患者の救済

にあたって、アスベスト関連所見（石綿肺所見、胸膜プラーク、石綿小体）があることを認定要件としないように強く申し入れたところ、大臣はその方向で検討していることを明らかにし、これを認定要件としている労災の認定基準についても見直すことを明らかにした。

時効で労災補償を受けられなかった遺族からの相談が、7月以降相次ぎ、労災時効問題が焦点化している。救済の方向は示されているが、未だに「遺族補償だけではなく、休業補償を含めたすべての時効分の救済」を行うことは決まっていない。

この点を強く要求したところ。尾辻大臣

## 厚労相 中皮腫患者と初面談

アスベスト被害の中皮腫患者や遺族ら（手前）と面談した尾辻厚労相（奥右）＝大阪中労局で16日午後3時、梅村直承写真



# 厳しい現状伝わった

「真剣に要望は聞いてもらった。でも、これから本番です」。尾辻秀久・厚生労働相が16日、アスベスト（石綿）関連がんの中皮腫患者らの声に初めて耳を傾けた。患者らは治療や労災認定時の厳しい現状を知ってもらったと受け止めた。しかし、政府の石綿被害の救済法案では、石綿被害の特殊事情で労災補償の時効になった休業補償や治療費については切り捨てる方向性が、既に伝えられている。面談した「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部」（大阪市、世話人・中村実寛さん）は「時効問題の内容自体をよく理解してもらった」と今後の対応に大きな期待を寄せた。

【大島秀利】

中皮腫や肺がんは、石綿を吸い込んでから20～50年たって発症するため、原因になかなか思い当たらないケースがほとんど。ところが、労災認定の申請の時効は、休業補償や治療費などは2

### 時効問題

## 「真剣に検討」示す

### 患者と家族の会要望に

年、遺族補償が死後5年たさうで、まじめにしっかりと、他の疾病やけがと律で、気付かずに時効を過ぎてしまふ人が大半だ。全国的支援団体が把握しただけでも、今年7月以降の相談は約100件

が時効と判明した。救済法案では遺族補償の時効分については救済するとしたが、それ以外は対象外と厚労省の担当者は説明してきた。

しかし、休業補償は、例えば年収500万円の人、4年間休んだ後、亡くなった場合、約1600万円となるなど家計を大きく左右する額。治療費も含め、患者家族らの家計に重くのしかかる問題だけに、関係者の要望は強い。

は、「(当初) 全面救済を指示し、そうなるんですねと事務方に話したことがあった。そのとき、事務方から「大臣、それは少しちがうんです」と言われたのだが、このことであったのかと、今、あなた方の説明を聞いて理解した。真剣に検討して必ず結論を出す。」と前向きに解決していくことを約束した。

時効事案を遺族補償分だけの救済とした場合、平均的な中皮腫事案では1000万円前後の療養補償、休業補償の切り捨てとなること、年間では何十億円という時効切り捨てとなることが明らかになっている。本人、家族が病気に苦しんだ時期の補償をしないで「時効救済」とは全くの名ばかりである。

大量の労災時効事案の原因は、アスベストが原因と気がつかなかったことと、そうした場合でも全く機械的に時効規定を適用するという労災保険法そのものにある。

つまり、時効発生の責任は政府と企業にあるのだ。労災保険法を改正しないと、今後も同様な時効事案は発生を続けることになる。私たちは、労災法改正を求めている。

11月9日の政府交渉においても「大臣の約束を守れ」と強く迫ったが「検討中」という回答に止まっているのは大きな問題である。

一方で、石綿新法による「救済」が、治療費自己負担分、毎月10万円の療養手当、260万円の遺族一時金といった、政府や企業の重大な責任をまったく果たしたことになる。超低水準に止められようとしている。救済対象も、中皮腫と肺がんに限定しようとしている。問題だらけの「救済」案である。

「労災時効事案の全面救済」「労災以外の被害者への労災並み救済」が実施されなければ

ならない。

## 中皮腫登録制度の早期実現を

8割は職業曝露とされる中皮腫は未だ1割程度の労災認定率でしかない。

今のままでは、本来労災認定されるべき事案の大部分が、低水準の石綿新法に流れ込んでしまいかねない。被害の大幅切り捨て、大安売りである。

現状において、中皮腫登録制度が非常に重要である。

この制度によって、中皮腫患者の実態を把握し、的確な診断・治療を行い、曝露歴を詳細に把握し労災補償の情報を患者に提供することができる。今後の石綿被害救済制度の骨格ともいえるのであるが、未だに、政府は制度確立を方針化していない。

石綿新法救済のための費用負担を誇る産業界とその意を挺した経産省の不当な態度も伝えられている。政府・企業の責任逃れを決して許さず、被害者の全面救済と予防対策の確立を実現するため、今後とも全力でアスベスト問題に取り組んでいきたい。

## クボタ弔慰金・見舞い金申請49名に

(10/24 現在)

### 支払い拒否3件、根拠なく「距離遠い」

クボタは、旧神崎工場の操業と周辺住民の中皮腫多発とは「因果関係はわからない」としながらも、200万円の見舞金・弔慰金を申請に基づいて支払ってきている。

10月24日までに申請は49件にのぼり、さらに増えている。中には、支払いをしないと書類を返してきたものが3件あった。

「距離が遠い」ことを理由にしているが、むしろ、そこまで被害が及んでいる可能性があるわけで、「因果関係がわからない」と言いながら、「拒否する」という姿勢には、「クボタは1キロ程度まで認めている」という情報を広めて、「その程度まで因果関係があるらしい」「それ以上では認められないらしいから、申請するのはやめておこう」というクボタに有利な社会的雰囲気を作り出したいという意図が見え見えだ。

しかし、事実を知らされずにいた遺族、患者の悲しみと驚きは小さくない。

現在進行中の疫学調査(奈良医科大学・車谷典男教授グループ)などで、科学的因果関係の裏付けも明らかになってきている。クボタは因果関係を認め、患者、遺族、地域住民に謝罪し、全面救済、健康管理対策の実施、事実と原因の究明への全面協力に直ちに反応するべきである。

「距離が遠い」ことを理由にしているが、むしろ、そこまで被害が及んでいる可能性があるわけで、「因果関係がわからない」と言いながら、「拒否する」という姿勢には、「クボタは1キロ程度まで認めている」という情報を広めて、「その程度まで因果関係があるらしい」「それ以上では認められないらしいから、申請するのはやめておこう」というクボタに有利な社会的雰囲気を作り出したいという意図が見え見えだ。

## クボタ 弔慰金8人追加 中皮腫死 3人に支払い拒否

兵庫県尼崎市の大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場周辺住民らにアスベスト(石綿)が原因とみられる健康被害が起きている問題で、「尼崎労働者安全衛生センター」は24日、がんの一種の中皮腫で亡くなった8人の遺族に新たに同社から各200万円の弔慰金が支払われたと発表した。同社が見舞金・弔慰金を支払ったのは計26人(20人死亡)になった。これまでに49人(41人死亡)が支払いを申請。残り20人が回答待ち、3

人は「距離が離れている」と拒否されたという。8人は男女4人ずつで、40、50代が7人、70代が1人。95、04年にかけて亡くなった。いずれもクボタが毒性の強い青石綿を使っていた時期(57、76年)に工場周辺1キロ以内に住居歴があったが、石綿を扱う職業には就いていなかった。

クボタによる弔慰金などの支払い拒否が明らかになったのは、今回が初めて。3人の居住地が、



涙ながらに記者会見する女性  
11月24日午後、兵庫県尼崎市で

### 母子家庭 娘「弟の学費補償を」

尼崎市内で記者会見した遺族には、母子家庭で母親を失った子どもたちもいた。「学費など、不

安でいっぱいです」と訴えた。兵庫県西宮市に住み、雑貨店で働いていた女性

は48歳だった昨年4月、成人の長女と高校生の次女、小学生の長男を残して亡くなった。01年ごろ

からせきが出始め、翌年、中皮腫と診断された。クボタ旧神崎工場の北約700米处に約20年間住んでいたことが原因ではないかと思ったのは、この夏以降の石綿禍の報道をみてからという。

# アスベスト環境被害震源地 尼崎に被害者が集結

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・尼崎支部結成

10月8日JR尼崎駅近くの小田公民館で午後2時から中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・尼崎支部設立集会が開催されました。

公民館のホール(140名収容)に被害者(患者)とその家族約30組、そして残念ながら犠牲になられた方々の遺族で、計100名近い参加者のもとマスコミ関係も詰めかけて設立集会が始まりました。広島、山口、岡山、徳島の会員方、そして関東支部の世話人・大森さんも埼玉から、東京の事務局から植草氏も応援に駆けつけてくれました。

まず司会進行は古川さんで始まり、尼崎労働者安全センター飯田事務局長が支部設立に先立っての挨拶で、尼崎支部の今取り組んでいる「クボタ事件」の進行状況や今後の取り組み等の話があり、クボタに申請しているのが通算で41名、うち18名に見舞金、弔慰金の支払いがなされたとの説明がありました。クボタの南側に被害者が多い事に関して「クボタの南側に麻袋の製造工場がありクボタにアスベストの原石を運んだ麻袋を回収して再利用した可能性もあるのでは？」との見解を示している事などの話もありました。

次に関西労働者安全センター片岡事務局

次長の挨拶も「クボタ事件」を中心に疫学調査の中間報告を見ても原因はクボタであろうとして、クボタに対しての賠償問題に発展して行くだらうとの見解が示されました。クボタの社員の労災補償や上積み補償の問題、社員は優遇されているのに周辺住民は無視されている。クボタの対応に対して患者と家族の会が力を合わせて賠償問題に対応していく事の確認がなされました。またクボタ事件は世界的にも珍しい「アスベスト公害」であるのではないだろうか。時効の問題について先のFAX作戦は成功であったとの報告もなされました。

その後、参加者の方々がクボタ関係、その他の遺族の方、被害者(患者)とそれぞれのテーブルに分かれて懇談が始まりました。どこのテーブルも白熱した意見や情報交換をされていました。

そんな中、初めて参加された方でご主人を1年ほど前に亡くされた方とお話をしました。病気の診断がなかなかつかずに、診断が出た時には既に遅かったのが悔やまれると話しておられました。アスベスト疾患の最初は自覚症状が殆どありません。健康診断で少しおかしいから専門の病院で精密検査を勧められますが、その専門医院で分かれ

ば良いが分からなければ病院のタライ廻しをされる可能性があります。

被害者に病院の選択肢がありません。この病気の専門医が少ないのが原因でもあります。専門医、治療薬の開発、早期承認で被

害者の救済をして欲しい、問題山積の尼崎支部ですが他支部とも協力し活躍される事を期待します。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」  
関西支部・中村實寛

## アスベスト対策基本法の制定を！ 「患者と家族の会」が署名活動

アスベスト全面禁止とアスベスト対策基本法の制定へ向けて、国に対する要請6項目をかかげて、100万人を目標に署名活動がスタートしました。

関西での署名活動は、神戸を皮切りに3ヵ所で行いました。

まずは「患者と家族の会ひょうご支部」が10月29日午後からの会合の後、十数名の会員とひょうご安全センターのスタッフの協力の下、JR新長田駅前で行いました。報道関係者が待機する中、夕方の家路を急ぐ人々に署名依頼の呼びかけをしました。

無関心といった様子で通り過ぎる人も居ましたが、神戸は造船所の従業員や港湾労働者も多いせいか、アスベスト被害への関心は高いように感じられました。

「配管工をしていたので、自分も中皮腫になるかもしれない」



「署名ありがとうございます」尼崎駅前

「港でアスベストを運ぶ仕事をしたことがあるので、怖さは知っているよ」等と言いながら署名してくれた方もいました。

10月30日には、尼崎のクボタ（元神崎工場）周辺での環境曝露によるアスベスト被害者の遺族や患者とその家族等が集会のあと、JR尼崎駅前でも署名活動を行いました。6月末から尼崎での被害者の事が大きく報道され、全国に知られた街にもかかわらず、予想に反して署名に足を止めてくれる人が少なかったように思います。しかし、



ご夫婦で街頭に立たれた患者さん

フィーを片手に、駅の階段を降りて来た男子高校生が、ためらうことなく署名に応じてくれました。彼が立ち去りかけた時、奈良の応援者の男性が「優勝おめでとう！」と大きな声をかけ、近くにいた皆が彼に注目、颯爽と帰る若者を見送っていました。署名活動での疲れも忘れてしまう程、清々しい気分させられた王寺で

自分たちの身近で起きていたアスベスト飛散の恐怖は間違いなく感じておられるようです。

「クボタの近くの小中学校へ子どもたちを通わせたので、これから先の健康不安を感じています。」と話された女性がありました。

そして関西で3回目の署名活動は、奈良の王寺町で11月6日に行いました。

この日は、「患者と家族の会・関西」の会員を中心に、奈良からの応援者3名にも助けられ、330人分の署名を集めることができました。

署名活動の終了間際、金色に輝くトロ

の1コマでした。

神戸での署名数が366人、尼崎で324人と目標の100万人にははるかに遠い数ですが、一人一人に手渡した黄色いチラシと街頭で会員たちが訴え、呼びかけた声は、多くの人々の目に、耳に、きっと届いたはずです。

私自身も初めての経験でしたが、一人の力では到底不可能な事も仲間と一緒にならば可能になることを実感した次第です。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」世話人 滝澤京子

## ノンアスベスト社会の到来へ

### —暮らしの中のキラダストをなくすために



第一巻として、関西圏の患者と家族の会から、アスベストの現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境はくろ・職業性はくろの可能性があります。ぜひ、一読を。

著者：石綿対策全国連絡会議  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編  
発行：かもがわ出版  
(<http://www.kanogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)  
体裁：A5判 112頁 定価：1,260円(本体価格1,200円)

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境はくろ・職業性はくろの可能性があります。ぜひ、一読を。



アスベスト全面禁止・アスベスト対策基本法の制定へ

100万人署名に  
ご協力下さい!

# 「ノンアスベスト社会」の実現と すべての被害者の補償を!

連日のようにマスコミで報道されている『アスベスト問題』・・・危険性・被害などが明らかになるなかで、今日多くの人々がアスベストによる健康被害の不安をいただいています。

先進国ではすでに全面禁止されているなか、日本政府はアスベストの危険性を認識していながら規制が不十分であり、先進国での全面禁止からも大きくたち遅れました。さらに企業のアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害が拡大しているなど、国と企業の責任は重大です。

すべての被害者を国と企業の責任で救済・補償するとともに、子供たちを含めた将来の健康被害の根絶、「ノンアスベスト社会」の実現に向け、100万人署名運動をはじめました。

ぜひご協力をお願いいたします。(署名用紙はホームページからダウンロードできます。)



防護服を着たアスベスト除去作業

## 【国に対する要請項目】

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用などを速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること。
3. アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F  
TEL(03)3636-3882 / FAX(03)3636-3881  
E-mail: banjan@au.wakwak.com  
URL: http://park3.wakwak.com/~banjan/

# 2005年 年末カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと存じます。皆様に深く敬意を表しますとともに、関西労働者安全センターへのひとかたならぬ日ごろのご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

一昨年秋より、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が結成され、患者と家族の会のメンバーとともに、アスベストによる被害者と家族の相談に応じてきました。今まで知られていなかった船員、旧国鉄労働者などの労災認定も支援し、内装、電気、はつり・解体などの建設業、スレート工事、石綿運搬、溶接など多岐にわたる職業で曝露した労働者から相談が寄せられ、その数も増加しました。ところが、しだいに職業的なアスベスト曝露の見られない患者さんたちからの相談があるようになり、アスベスト問題は、労災を超えて、公害の様相を呈してきました。どこで曝露したのか、解明のために奔走した結果、思わぬ現象へと事態は動きました。

環境曝露の被害者の要請に応じて、かつて水道管にアスベストを使用していた大企業クボタが従業員の労災について情報公開したのをきっかけに、アスベスト健康被害問題をこぞってマスコミが取り上げる事態となりました。そのことによって、アスベスト被害の深刻さ、アスベストの恐ろしさが広く知られ、関心と呼ぶことになりました。知らずに近隣に居住したということだけで不治の病を発症し、しかも何の補償もない、という実態に誰もが驚き、救済の必要性を感じました。

世間の注目は、国の関心も引くことにつながりました。今まで腰の重かった行政が、早急なアスベスト対策の必要性をはじめ認識し、動こうとしています。この機会を捉え、抜本的な「アスベスト対策」を実現させなければなりません。国を動かす重大な局面にあるアスベスト問題に今後も力を注ぎ取り組む予定です。

一方、依然と増加している過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患、自殺の問題、またじん肺、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症などの職業性疾患なども改善を要する課題です。「労災隠し」も横行し、末端の建設労働者や外国人労働者が権利を奪われています。これらの労災認定の取り組み、被災者の救済、そして労災上積み・損害賠償請求などの使用者責任の追求にも地道に取り組み、参加型活動、労働安全衛生マネジメントシステムの利用による職場の安全衛生活動での職場環境の改善を図るため、関係労組、団体、専門家と協力してまいり所存です。

さて、こうした安全センターの運動を支えるため、財政改善に取り組んではおりますが、今なお不十分な状態にあり、誠に心苦しい限りではありますが、趣旨を理解いただき、今年年末カンパへのご協力をお願い申し上げます。

2005年11月

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 浦 功  
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

# アスベスト報道ダイジェスト 2005年9月

8/31 アスベスト被害問題で、日本共産党の市田忠義書記局長は、党としてのアスベスト対策特別措置法案大綱を発表。

国鉄清算事業本部は旧国鉄の車両工場などでアスベストを吸引し、中皮腫などを発症した従業員について、6人の業務災害補償を認定、現在10人が申請中であるとした。神奈川県労働職業病センターは、旧国鉄に絡み、兵庫県内で7人、東京、神奈川で15人から相談を受けていると発表。

9/1 アスベストによる健康被害を受け、独立行政法人「労働者健康福祉機構」は、全国の労災病院36カ所のうち、呼吸器系の診療機能が高い22カ所に「アスベスト疾患センター」を設置した。

環境省は、先月26日に公表した大気汚染防止法に基づく石綿の粉じん発生施設の一覧について一部を訂正した。

沖縄労働局がアスベスト対策について、県内の各関係機関に専門の相談窓口を8月1日から31日まで設置した結果、99件の相談があり、胸膜中皮腫や肺がんなどの病名であったり、診断書を持参し労災請求の相談を行ったのは11件。

アスベスト問題に取り組む「石綿対策全国連絡会議」は、対策について各政党に送った公開質問状に対する回答を公表。特別立法の必要性については、回答した5党すべてが前向きだった。同会議は8月24日付で国会議員が所属する8政党を対象に質問状を送り、自民、民主、公明、共産、社民の5党から回答があった。

大阪府阪南市にあった旧「昭和耐熱」工場で自動車部品のアスベスト織布の製造に30年以上かかわり、肺がんで亡くなった工場長の妻が、岸和田労働基準監督署に対し労災請求した。

9/2 尼崎市内では02-04年の3年間で計50人が中皮腫で死亡し、全国平均値の5倍以上だったことが、厚生労働省の人口動態統計死亡票を使った同市の調査でわかった。中皮腫に関して、自治体による疫学的な健康被害調査は初めて。中皮腫死亡者は全国で03年に878人で、10万人あたり0.69人。同市での3年間の死者は計50人で、02-04年の平均値は10万人あたり3.60人。

新日本石油は、90年代に従業員2人が中皮腫で死亡していたと発表。室蘭製油所の製造・出荷現場で働いていた54歳と大阪製油所の事務所勤務だった41歳で2人とも労災申請していない。

厚生労働省はアスベスト製品の定義について石綿の含有率を全重量の「1%超」から「0.1%以上」とする規制強化の方針を決めた。労働安全衛生法など関係法令を改正し来年中に実施する。

9/3 中皮腫の患者が1970年前後に比べ、現在は100倍以上に増えていることが、神奈川県、千葉県、長崎県、大阪府の4府県が実施している「地域がん登録」のデータで分かった。2日に国立がんセンターで開かれた「地域がん登録全国協議会」総会研究会で発表された。

アスベストじん肺訴訟に取り組む全国じん肺弁護団連絡会議は、東京や大阪など全国10カ所で「アスベスト被害全国一斉電話相談」を実施した。全国で415件の相談が寄せられ、うち、労災申請したい24件、労災手続きしたい29件。

11日投開票の衆院選で、兵庫県では開票所として確保した施設で石綿使用が判明、会場変更を余儀なくされた。投開票所をめぐる同様の事態は静岡県や東京都でも発生。

9/5 国土交通省の社会資本整備審議会のアスベスト対策部会は初会合で、既存建物のアスベスト使用を法的に規制する方向で一致。部会で国交省側は、建築基準法を改正しアスベストの使用禁止を明記することを提案。これにより(1)増改築時に建物全体からアスベストの除去が義務付けられる(2)飛散が心配される危険、有害な建物に対し必要な措置を取るよう勧告ができる一と説明。

9/6 アスベストによる健康被害について奈良県は、緊急に対応が必要になる場合などに備え、9月定例会県に、必要な補正予算案を提出する可能性を示唆した。あす7日に開かれる県アスベスト問題対策会議で話し合われる。

9/7 アスベスト被害が公害問題としての様相をみせるなか、工場や建物の解体現場などの発生源対策として、大気中の環境基準などが必要との専門家の指摘が相次いでいる。環境省はこの秋、10年前に打ちきっていた発生源周辺を含めた大気中のアスベスト濃度の測定を再開する。

ブリヂストンサイクルは、ブレーキ部分にアスベストを使った子供用自転車約2万台を販売していたことが分かり、販売中止を決定。購入者には、部品の無料交換に応じる方針。

山形県羽黒町の小学校の学校給食で使用される6つの調理釜に、アスベストが含まれている可能性があることが分かり、町は5日に学校給食を中止し、午前中で児童を帰宅させ、6日から児童に弁当を持参させている。児童や職員らの健康被害は報告されていない。札幌市南区の定山溪中学校でも給食用ガス回転釜4台に、アスベストが使われていた。札幌市教委は釜を撤去する。

アスベスト被害について、建設業の労働者で組織する沖縄県建設ユニオンは沖縄病院の協力を得て、組合員にアスベストによる健康被害に関する健康診断を呼び掛けた。同病院は組合員を優先して対応できるよう特別に専門外来を設置。

エーアンドエーマテリアルは、石岡事業所の敷地内に製造過程で生じたアスベスト入りのスレートの切れ端や不良品を埋めていたと発表。敷地の表面は現在、アスファルトなどで覆われ、外部に飛散する恐れはないという。

兵庫県伊丹市は市立南中学校体育館の器具倉庫の大気濃度測定の結果、アスベスト繊維を1リットル当たり18.1本の値で検出。天井にアスベストを含む防音材を使用していた。規制基準値の

1.81倍で、同市は健康診断を実施する。希望する卒業生にも行う方針。また、市立天王寺川中の空調を管理する機械室でも天井と壁に同様の吸音材が吹き付けられ、1リットル中10.04本を検出。

9/8 環境省は、8月26日に公表した大気汚染防止法に基づくアスベスト粉じん発生施設をもつ事業所の一覧の誤りを訂正、訂正は2回目。

政府はアスベストによる健康被害の救済に対応するため、原因企業からの拠出金に国の財源を合わせた基金を創設する方針を固めた。基金創設は新法の柱になるが、政府は年末までに(1)石綿が原因の患者の特定基準(2)原因企業に石綿メーカーだけでなく建築、造船など石綿利用企業を含めるかどうか(3)原因企業と国の拠出金額の割合と算定方法などを詰める。そのうえで、新法の法案を来年の通常国会に提出し基金創設の予算を来年度予算案に計上する方針。

日本ガス協会は、石綿による被害状況について都市ガス215事業者を調査し、1人が労災認定を受け死亡していたと発表。東京ガスの元社員で99年6月に肺がんで死亡。ガス配管や保全工事に約26年間従事、住宅の壁に穴をあけて修理作業した。また、一般家庭のガス栓やホースの密封材の一部にアスベストが使われているが「空気中に飛散する恐れはない」と無料交換はしない方針。

9/9 川崎重工業は中皮腫や肺がんで、子会社の川崎造船と合わせて元従業員5人の死亡が新たに判明したと発表。神戸市内の工場に勤務し、03-04年に60-70歳代で死亡したという。7月の発表分と合わせて両社で死亡は計18人となった。

ニチアスの王寺工場は、新たに周辺住民1人の死亡を確認し、同社として初めてこの遺族に弔慰金200万円を贈ることにした。この住民は工場周辺に27年間住んでいた女性で、00年悪性胸膜中皮腫で67歳で死亡。同社は今月1日、周辺住民に対する見舞金と弔慰金の支払い基準を決めた。医師から悪性中皮腫と診断され、71年以前に1年以上、工場から400メートル以内に住んでいた人が対象。治療中の人と遺族に一律200万円。

奈良県斑鳩町の亀田工業が、中皮腫で死亡した近隣住民2人に弔慰金200万円を支払う方針を決めた。親会社のニチアスも同様の方針を決定しており、従業員以外の被害者に対する見舞金弔慰金の支払いは4社目。支払い対象は89年に77歳、97年に86歳で死亡した女性2人。

ウベボードは、中皮腫などで元従業員の男性2人が死亡、男性1人が治療中であることを新たに明らかにした。同社の死者は計8人。

「自宅の新築や補修時に吸引したアスベストが原因で中皮腫を発症した可能性がある」との住民からの相談が7月、茨城県と兵庫県に計2件寄せられていたことが分かった。一般住宅での住民のアスベスト被害を疑う事例が表面化したのは初めて。2件の相談は中皮腫の患者からで、うち1件は兵庫県に住む70代の男性。約40年前に自宅を新築した際、屋根裏にアスベストを使った断熱材を敷き詰める作業を手伝ったという。

全日本建設交通一般労働組合など建設労働

者が加入する労組を中心とした4団体が、アスベストによる健康被害の防止と補償について、厚生労働省に要請書を提出。さらに、日本への最大の輸出国であるカナダの駐日大使館に対し、輸出を中止するよう要請した。

9/12 経済産業省は石綿を使っている家庭用品を、国内2万社のメーカー 輸入業者を対象に調べた結果、124社の521製品あったと発表。このうち50-60年代に販売された電気火鉢用の灰など2製品は利用時に空気中に石綿が放出される可能性があるという。また電気自転車、電気温水器など14社の19製品は製造が続くが、いずれも10月末までに石綿以外の素材に切り替えられる。

アスベスト被害の補償拡大を図る新法で、政府は中皮腫や石綿吸引が原因の肺がんを発症したり、死亡したりした工場周辺住民や従業員の家族らについて、一時金や治療費などを支給する方法で救済する方針を固めた。骨格は(1)住民と労働者家族については亡くなっている場合は一時金。治療中の場合は医療費と毎月の手当(2)五年の時効を超えて亡くなった労働者に対しては遺族への一時金と年金など、労災補償制度の枠組みで同等の補償(3)建設業の一人親方や個人事業主は一時金一など。

9/13 福井県は14日、アスベストを使った建築物の解体、補修の規制を強化する条例案を県議会に提出する。石綿製造工場が違反した場合、最も重いついで1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科す。同様の条例案は鳥取県も準備しており、15日に議会に提案する。いずれも、可決されれば11月1日から施行される。石綿だけを単独で規制対象にした条例は都道府県レベルでは初めて。

国際労働機関(ILO)で、「石綿の使用における安全に関する条約」が86年に採択された際、日本政府代表が「一般環境の汚染防止のための措置をとる」とのILO事務局案の削除を求める修正案を提出していたことがわかった。この条項は採択されたが、当時の日本政府が工場周辺の住民らの被害防止に消極的だったことを示した。

日本船主協会はアスベストによる健康被害について、加盟103社の調査結果をまとめた。元従業員11人が中皮腫などを発症し、うち6人が死亡していた。死亡は▽日本郵船3人▽川崎汽船1人▽第一中央汽船1人▽商船三井1人の計6人。中皮腫などを発症しているのは▽日本郵船3人▽商船三井2人の計5人。いずれも退職者。

秋田県男鹿市役所勤務時代にアスベストを含有する水道管の修理などを担当していた元男性職員が昨年1月、中皮腫で死亡していた。同市によると、遺族は今月中にも公務災害認定を申請する予定。石綿による健康被害に関する労災申請は同県では初めて。

京都府はアスベストを使った建築物の解体、補修の規制を強化する新条例案を発表。新条例案は、大気汚染防止法の規模要件に当てはまらない小規模な建物についても届け出を義務づけ、違反した場合、業者名を公表する。21日開会の9月議会に提案し、11月1日の施行を目指す。

アスベストの飛散を防ぐための「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」の初めての会合が開かれた。研究者や自治体の担当者、建物の解体業者らが出席。大気汚染防止法で自治体への届け出義務となっている建物規模要件の撤廃や、吹き付け石綿に加え石綿を含む建築資材も規制対象とすることなどについて検討していくことを決めた。検討会は今後、3回開かれ、10月末に報告案をまとめる予定。

9/14 クボタが従業員向けに定めている補償制度は在職中に死亡した場合、従業員側に計3200万円を支払い、健康被害で退職した場合には65歳まで給与を出す。一方で同社は工場周辺住民の被害には1人200万円の見舞金を支払ったが、因果関係は認めていない。

厚生労働省はアスベストを含む製品の製造取扱業者計124事業所を調べたところ、46%にあたる57事業所で、従業員への健康診断やマスク着用などに関する規則違反があったと発表。

環境、厚生労働両省はアスベストによる健康被害の救済を目的とする新法の骨子を固め、与党側と協議に入った。労災の申請期間が過ぎた労働者について労災に準じた救済を実施するほか、アスベスト関連企業の従業員の家族や周辺住民なども中皮腫については、原則として治療費や一時金を支給。因果関係が明らかなケースでは、原因企業の責任を明確にし当事者同士での解決を促す。両省は今後、給付水準などの詳細を詰め、次期通常国会に法案を提出する。

9/15 アスベストによって健康被害を受けた患者やその家族が、大阪市内で集会を開いた。集会には中皮腫などを発症している患者や家族、30人あまりが参加。この会は孤立しがちな患者同士の交流を深め、労災申請や治療の情報を共有しようと去年2月に発足。

9/16 アスベスト健康被害の補償拡大を図る新法について、尾辻秀久厚生労働相は閣議後の記者会見で「(補償の財源は)石綿を扱う事業所、それに国費も加えることになる」と、産業界に一定の拠出を求める考えを明らかにした。小池環境相は救済対策の基本的な考えとして「原因者に責任を問うことがベース」としたが、アスベスト製品の輸入業者など他の業種についてはと明言を避けた。

9/20 経済産業省と厚生労働省は、自転車の輸入販売業者30社が石綿含有部品を使った自転車や自転車用ブレーキを輸入販売した実績があると発表。石綿が放出する危険性は少ないが、代替品と交換するように指示した。

神奈川県湯河原町は、同町宮上の町営孫込住宅でアスベストの使用が判明したため、全世帯の移転を検討していると発表。今のところ、住民から健康被害の訴えはないという。以前住んでいた住人に対しても可能な範囲で健康調査する。

アスベストによる米国のじん肺(石綿肺)の死者数は、約40年前の石綿消費量と強く相関しており、石綿規制などによる死者数の減少がみられるまでには、まだ10年以上かかるとの分析を、米国立労働安全衛生研究所のチームがまとめた。

デンマークの欧州呼吸器学会で21日発表する。

「全国労働安全衛生センター連絡会議」は中皮腫による沖縄県内死者数の累計を具体的に示し、「1995年から2003年までの9年間に死亡者が52人も確認されているが、これまでアスベストの労災認定がないのは疑問だ」としている。医師が患者から暴露歴を聞き出すことが難しいことや、行政の相談窓口の認識不足などがアスベスト労災認定の遅れの要因と指摘し、10月1日の健康相談会への参加を呼び掛けた。

9/21 建物解体によるアスベストの飛散防止を効果的に指導するため、滋賀県と滋賀労働局は来月初めにも、建物解体に関する情報交換を徹底する協定を締結する。大気汚染防止法は石綿使用の耐火建築の解体時に事業者が都道府県への届け出を義務づけているが、基準に満たない建物などがあり、協定によって届け出漏れなどを埋めることができるという。

セメダインは、同社の接着剤4種類の原料にアスベストが含まれていたと経済産業省に報告、製品を自主回収する方針。粉じんは発生せず、健康被害を引き起こすことはない。

アスベスト問題について、弁護士らで構成する市民団体「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」は、総合的な対策を講じるための「アスベスト対策基本法」の提言をまとめ、関係省庁に提出した。

クボタ旧神崎工場周辺の住民に中皮腫の発症が相次いでいる問題で、尼崎労働者安全衛生センターは、同社から新たに8人の患者や遺族に見舞金・弔慰金が支払われたと発表した。クボタが支払ったのは累計18人(うち12人が死亡)。また、新たに14人が支払いを申請した。申請者は計38人(死亡31人)となり、うち30-40歳代が4割強の16人(同15人)を占める。この16人は幼少期の吸引が原因である可能性が濃厚。

9/22 「石綿新法」の骨子案を、政府がまとめた。独立行政法人に企業と国が資金を出し合ったうえで医療費の自己負担分などを給付、また、アスベスト被害に心当たりがある人の申請をすべて受け付け、専門の医師が被害者かどうかを認定する。30日にも公表予定。今後、国や石綿関連企業の負担割合や給付額を決め、来年の通常国会提出を目指す。早ければ06年秋にも申請受け付けを開始。

住友金属鉱山は、元男性従業員1人が中皮腫を発症し、死亡したとする調査結果を明らかにした。愛媛県内の事業所のボイラー室でかつてアスベストを使用していた。

ダイワ精工は製造販売していた釣り用のリールにアスベストを使っているものがあったと発表、70年ごろから88年10月までに生産したスピニングリール8種と両軸リール15種で同年11月以降はアスベスト以外の素材に変更。

9/23 「健康管理手帳」の交付対象に1996年、アスベストを扱う業務が加えられるまでに、89年3月の旧労働省の検討会初会合から約7年かかり、検討会自体もわずか8回しか開かれていなかったことが分かった。

9/24 大阪府泉南市で、唯一操業を続けていた紡織所、1883年創業の栄屋石綿紡織所が来月廃業する。石綿の健康被害問題が広がる中、注文が激減したため。同社の従業員でこれまで労災認定を受けた肺がん患者は3人、うち2人が死亡。

9/26 環境省は各自治体に対し、アスベストを含む家庭用品をごみとして排出する際には、製品を分解せず、他のごみとは別にして出すことを住民に周知徹底するよう要請した。石綿含有製品は袋に入れ「アスベスト」と明示した上で排出することも求めている。

9/27 経済産業省は、アスベストを含むブレーキ部品を使った中国製の幼児用自転車国内で販売されていたことを受け、自転車の輸入を規制する方針を固めた。アスベスト含有部品を使った自転車の輸入を禁止する初めての措置で、含有部品を使用していないことを証明する書類を提出しない業者は、輸入を認めない。

政府は与党アスベスト対策プロジェクトチームの会合で、アスベストによる健康被害対策として制定する新法の枠組みを示した。被害者や遺族への給付金として、医療費や療養手当のほか、遺族一時金、葬祭料の支給も盛り込んでいる。救済の財源は政府と地方自治体、企業が資金を拠出して基金をつくる方式が政府部内で浮上。

尼崎市が住民を対象に実施した全国初の中皮腫検診で、受診者372人うちの33%の124人が精密検査が必要と診断された。内訳では、石綿製造の経験者が45人(36%)、工場から半径1キロ以内の居住経験者が42人(34%)、その両方が20人(16%)。そのうち石綿製造にかかわった男性1人が胸部疾患の可能性があると入院検査中。一般的な肺がん検診で精密検査が必要とされるのは5%前後。

酒田労働基準監督署は、中皮腫で死亡した建設業の男性の遺族が4月に申請していた労災を認定した。山形県内での石綿関連病の労災認定は初めて。県内は他に2人の遺族が申請している。

9/28 佐賀県鳥栖市が実施した住民対象の健康診断で、旧日本エタニットパイプ鳥栖工場に勤務した元従業員の家族の約1割に石綿による肺疾患の疑いがあることが厚生労働省の専門家会議で報告された。産業医学総合研究所の森永謙二部長は「従業員家族としては高率だが、工場の敷地内に社員寮があったという特殊事情もあり、他地域でも当てはまるとは思わない」と話している。同市は今年8月、周辺住民2500人を対象に健康相談を実施、受診者は881人で、胸部エックス線写真の診断で石綿による肺疾患の疑いがあったのは62人。内訳は元従業員24人、出入り業者など21人、元従業員の家族5人、周辺住民12人で胸膜肥厚(ブランク)の疑いがある。

国土交通省が7月から都道府県を通じて行っている調査の中間集計で、アスベストが吹き付けられている民間のビルなどが全国で約7000棟に上ることが分かった。北側一雄国交相が29日の関係閣僚会合で報告する。調査終了は半数程度で今後も継続する。

兵庫県の井戸敏三知事は、民間を含めた石綿使用建築物を台帳登録する制度を年度内に設ける方針を県議会で明らかにした。建物の危険度、劣化度などを記録して、恒久的な石綿対策資料とする。

沖縄県議会の9月定例会代表質問で、県の伊佐嘉一郎文化環境部長はアスベスト規制について「県独自の新たな条例の制定、あるいは現在取り組んでいる公害防止条例の見直しで対応することを検討したい」と述べ、石綿使用施設の解体補修に当たって大気汚染防止法に基づく現行の対応に加え、県レベルの基準を設けるとした。

9/29 政府はアスベスト問題に関する9省庁の閣僚会合で、中皮腫や肺がん患者に医療費や療養手当を支給することなどを柱とする「石綿新法」の骨子を決定した。来年の通常国会での成立を目指す。また、これまで関係省庁間の連携が十分でなかったとの反省を踏まえ、新たに「有害化学物質に関する関係省庁連絡会議」を設置することを決めた。海外に比べて国内の規制が遅れた過去の行政対応については「予防的アプローチが十分に認識されず、省庁間の連携も十分でなかった」などの反省点を挙げたものの、「行政指導などで使用実態がなくなっており、実態では後れをとっていなかった」と行政の不作為を否定した。

国交省は全国の地方自治体、公社などが管理運営する公共住宅のうち、8団地8棟でアスベストが天井や柱などに吹き付けられて露出しながら対策が取られていない、とする調査結果を発表した。民間の大規模建物では6838棟。

全国の小学校から高校までの公立学校のうち、アスベストが飛散する恐れがある校内施設を持つ学校が144校あることが分かった。文部科学省が発表。今回は中間報告で、調査の進捗率は全体の公立学校の39%だった。1996年以前に建てられた幼稚園から大学までの国公立学校、公立社会体育施設、文化施設、文科省所管の独立行政法人など16万3834校・機関が対象で、アスベストの使用が確認されたのは1995校・機関。このうち404校・機関は飛散の恐れがあると判断された。

9/30 中山成彬文部科学相は閣議後の記者会見で、文科省の中間報告結果について、学校関連施設での使用状況などに関する文科省側の対応に不十分な点があったことを認めた。

小泉首相は参院本会議で、アスベストによる健康被害問題について、「過去において関係省庁間の連携に必ずしも十分でなかった面があるなど、反省すべき点もあった」と述べ、政府の対応に問題があったとの認識を示した。

青石綿について日本が使用を禁止する対応をとった時期が、ヨーロッパ各国よりも7年以上遅れていたという検証結果を厚生労働省が明らかにした。

旧日本エタニットパイプの工場の元従業員が7年前に中皮腫で死亡していたことが分かった。佐賀労働局によると工場約10年間勤務していた同市内の女性で、退職後に悪性中皮腫と診断され98年に78歳で死亡した。

## ◆矛盾を背負う、本体給付以外の労災保険による給付

労災保険に労働福祉事業というものがある。本体の補償給付以外に、付け加えている。たとえば労災休業期間中なら休業特別支給金が、遺族補償のときは遺族特別支給金が支給される。遺族補償年金を受給する際に、労働者がもらっていた一時金の給与分を額に反映させるための遺族特別年金も労働福祉事業による支給だ。

ほかにも範囲は様々で、義肢、体間幹装具、義眼、眼鏡、車いすなどの障害補償に付随していろいろと支給されることになっているし、果ては温泉療養や、そこへ行くまでの旅費も支給されることになっている。もっとも温泉療養については、以前、行政監察か何かで、利用者が少ないことが指摘されていたけれど。

それから労災被災者が症状固定となったけれど、まだまだお医者さんにかかったり薬を飲んだりする必要があるという場合、療養補償に代わるものとしてアフターケア制度というのがある。たとえばせき髄損傷という重度の障害を残し、尿路障害や褥瘡等の予防などの医療措置が必要という場合には、「せき髄損傷に係るアフターケア」でカバーされることになる。

もっと一般的なものでいうと「頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア」がある。対象となる傷病は、①頭頸部外傷症候群、②頸肩腕症候群、③一酸化炭素中毒症、④外傷による脳の器質的損傷、⑤腰痛、⑥減圧症となっている。病名の中には、職業病の中でもっとも多い「腰痛」が入っている。

原則として対象となるのは障害等級第9級以上となっているが、第10級以下でも、医学的に特に必要と認められる場合はアフターケアが受けられることになっている。要するに腰痛症で療養した後に症状固定となっても痛みが残っていたら障害等級の決定を受け、アフターケアを受けることができる。

ところがこのアフターケア制度、都道府県によっては監督署に被災者が言ってもまともに取り合ってくれなかったり、そもそも主治医が知らないケースも多い。

もっとマイナーな話（というのもおかしいが）になると、「労災はり・きゅう施術特別援護措置」というのがある。頸肩腕症候群などで症状固定となつてから、まだまだはり・きゅうの施術で痛みを軽減したいという場合、その地方労働局が指定する医療機関でなら労災保険で施術が受けられるという制度だ。

先日、ずいぶん前に頸肩腕症候群で労災認定を受けた被災者から久しぶりに電話があり、症状固定となつた後の悩みを聞くことになった。ところが彼女、症状固定後1年半の間、鍼灸の施術を実費で受け続けているという。労基署では援護措置の話はなかったそうだ。早速労基署に電話をし、2年以内をいう期限のある援護措置の申請を行うように勧めた。

労災保険制度上の様々な問題、矛盾を「これで文句ないだろ」とばかりに付け足して作ったような労働福祉事業による様々な制度は、そろそろ全面見直しが必要ではなからうか。

## 韓国からのニュース

### ■事業主の捺印がなくても労災申請可能

これから労働者が労災療養申請をする時、事業主の捺印を受けなくても申請することができるという「文言」が申請書に記載される。労働部は民主労働党・段炳浩議員の「事業主の捺印を廃止する意向」を問う質問に、このような内容の回答を行った。

段炳浩議員は先の国政監査で「多くの労働者が療養申込書に事業主が捺印しなければ労災申請ができないことを知っているし、使用者もこのために労災申請を妨害している」として、「事業主捺印をなくすように」労働部に要求した。

実際、労働現場では労災療養を申請する時、被災労働者が「事業主捺印」を受けなければならないという負担で、または初めから「事業主捺印」を受けられないのが分かっていて、労災申請ができない事例が多いと指摘した。

このような現実から段炳浩議員は「事業主捺印廃止」を要求した。しかし労働部と勤労福祉公団は「廃止は不可」という立場を明らかにした。労働部は回答で「療養申請の時、事業主の確認を受ける理由は、災害発生に関する事実の立証と資料の提出などに際して、事業主が協力することで業務上災害の可否を速かに判断するため」とし、「事業主捺印をすぐに廃止すれば、却って業務上災害の可否判断に長い時間がかかり、被災労働者が迅速に補償受けられなくなる」と主張した。

これに対して段炳浩議員は「今すぐなくすのが困難であれば、療養申請書に事業主が捺印を拒否する場合、その事由を添付して提出できるようにし、事業主は捺印に協力しなければならない義務があるという文言を記載するよう」に要求すると、これ

に対して労働部が「可能だ」という回答をしたもの。

労働部は「まず労働部・公団のホームページに、事業主が捺印を拒否する場合、その事由を添付して療養申請書を提出すれば、労災申請が可能だという文言を明示して掲載する」。「療養申請書に同じ文言を記載するのは、今後関連規定を改訂する時に反映する」とした。労働部は今年末に公団の書式規定を整備する計画で、この際このような文言を反映する予定である。

これに対して段炳浩議員室は「究極的には事業主捺印は廃止すべきだが、当面中小零細事業場の労働者が被害を被っている状況で、過渡期的な効果がある」と、一応その意味を評価した。

段炳浩議員室のカン・ムンデ補佐官は「廃止まで行けなかったのは残念だが、事業主捺印がなくても良いという文言が挿入されれば、被災労働者が心理的圧迫なく申請することができる」とし、「しかし事業主捺印が廃止されるように努力する」と話した。

実際、根本的な制度改革が必要だという指摘である。事業主捺印が労災処理の手続きで『進入障壁』の役割をして『労災隠蔽』の方便として悪用されている。そこで事業主捺印制度を廃止すると同時に、労働部と勤労福祉公団が主張するように、被災労働者の所属などを確認するために、労災申請時に所属事業場を明示する方法を示した。一方で『先保証・後評価』制度を導入し、労災申請手続きで、担当医師が直接被災労働者の所属事業場を確認して労災申請をするようにすれば、事業主捺印問題も解決されるという主張もある。

2005年10月28日 毎日労働ニュース  
ヨン・ユンジョン記者



# 前線から

## 右腕切断労災の損害賠償 訴訟が和解解決

障害3級のブラジル人労働者

大阪

枚方市の木材加工工場で右腕を切断する重大災害に被災したブラジル人労働者のYさんが、事業主に損害賠償を求めている訴訟の控訴審が和解解決した。

本誌05年2月号で大阪地裁での一審に勝訴したことを報告したが、事業主の永井半が控訴し大阪高裁で争われていた。

事故が起こったのは99年7月、Yさんは「フィンガープラント」という合板の端を削りのりで接着して長い柱を作る機械で作業中、板を削る刃によって右

腕を根元から切断された。療養中に心因反応による精神障害も発症し、腕の切断とあわせて障害等級3級に認定された。大阪地裁の判決では、機械を停止せずに刃の付近に近づいたということで本人の過失を3割としたが、事業主側の安全配慮義務違反として、従業員ほとんどがブラジル人であるのに、日本語での説明のみで、作業するブラジル人労働者は機械の安全に関する詳細な説明を、母語で聞いたり読んだりする機会が一度もなかったことを認

めた。

高裁では、本人の過失を少し多く考えたものの、ほとんど一審の判決に沿って和解金額が話し合われ、Yさんが早期解決を希望されていることも受け、妥当な金額で決着が付いた。

これで、永井半は以前センターで支援したCさんのケースを含めて2件の重大労働災害について損害賠償を請求され訴訟で争った後に補償を支払った。外国人労働者を劣悪な環境で働かせ、能率重視で労災が多発していた工場であったが、この件でポルトガル語のマニュアルを導入するなど改善も見受けられ、事業主の認識もいくらか改まったと思われる。しかし、そのため2人のブラジル人労働者の払った代償は肉体的、精神的にあまりに大きかった。

掘を監督する立場にあるはずの公務員が監督対象の炭鉱に投資し、炭鉱経営者と癒着が指摘されている。

中国では経済活動の拡大に伴い、炭鉱は「掘ればもうかる」状態。そのため無許可や安全措置が不十分な

## 中国で炭鉱事故が増加

公務員の経営者との癒着に一因

中国

中国では今年1月から8月までに、死者10人以上の炭鉱事故が33件発生

し、951人が死亡した。死者数は昨年同期の倍以上。主な原因に、安全な採

採掘が後を絶たない。取り締まりを逃れるため、経営者は監督機関の公務員などの出資を募り、出資額を大きく上回る利益を分配する。

大規模な炭鉱事故が相次ぎ、安全軽視の採掘を見逃ごす原因とされる官民癒着の根を断とうと、政府は公

務員による炭鉱への出資を禁じ、従わなければ免職にすると通達したにもかかわらず、出資引き揚げを報告した公務員は予想を大幅に下回った。

監察省などは8月下旬、炭鉱に出資している公務員と国有企業幹部に対し、すべての資金を引き揚げたう

えで報告するよう求める通達を出し、9月22日を期限としたが、25日までに全国で出資引き揚げを報告したのは497人。炭鉱の数などからの類推で出資している公務員の数「万単位にのぼる」との見方もある。

#### 主な炭鉱事故

日付	場所	事故内容	死者数
2月14日	遼寧省阜新市	ガス爆発	214人
5月19日	河北省承德市	ガス爆発	50人
7月2日	山西省寧武県	ガス爆発	36人
7月11日	新疆ウイグル自治区阜康市	ガス爆発	83人
7月19日	陝西省銅川市	ガス爆発	26人
8月2日	河南省兗州市	ガス噴出	24人
8月7日	広東省興寧市	出水事故	123人
8月8日	貴州省六盤水市	ガス爆発	17人
9月6日	山西省中陽県	火災	17人
9月15日	陝西省延安市	ガス爆発	12人

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

9-10月号は総特集「弾けた時限爆弾：アスベスト」

- 1部：800円 ● 購読会費：1部年額10,000円
- 申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
- E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

# 9月の新聞記事から

9/2 天草地方の炭鉱で働きじん肺になった患者や遺族計55人が、国を相手取り慰謝料など総額5億1700万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が熊本地裁であった。国側は和解を受け入れる姿勢を示し、同地裁も双方に和解勧告した。

9/4 午前10時ごろ、福井県の高浜原発で、冷却水用の海水を送る取水路に潜水し、清掃していた下請け会社の男性作業員が水中ポンプに右手を吸い込まれ重傷を負う労災事故があった。

9/6 午後9時25分ごろ、埼玉県熊谷市の市道で、帰宅途中の会社員が3人組の強盗に襲われ、棒で殴られ右手に軽いけが。

9/7 午前4時ごろ、東京都立川市の路上でタクシー会社の運転手が、乗客の男に殴られ約3万円を奪われた。運転手は外傷性脳内出血で重傷。

午後7時55分ごろ、静岡県駿河湾上空でジャルエクスプレスが乱気流に巻き込まれ、女性客室乗務員2人が頭や手首に軽いけが。

9/8 午後1時50分ごろ、岡山県倉敷市の新日本石油精製水島製油所で、配管から有毒の硫化水素ガスが漏れ、ガスを吸った関連会社社員ら男性2人が中毒で入院、1人が足に軽いやけど。

9/9 午後3時半ごろ、大阪市北区の古河大阪ビル地下2階の立体駐車場で、車を載せる鉄製の台を誤って操作し、煙感知器を点検中だった会社員が腹部を台と台の間に挟まれ、死亡。台を操作した会社員を業務上過失致死の疑いで逮捕した。

9/11 午前11時ごろ、大阪府堺市のスポーツクラブ「コスパ」でプールの消毒や洗浄の薬品をタンクに入れる作業中、溶液を誤って塩素ガスが発生し、女性従業員が軽い呼吸困難、ほか同じ階の飲食店の店長ら4人など、計5人が軽症。

9/12 午前4時ごろ、千葉県成田市の成田空港近くに止まったタクシーの車内で、客の男と運転手ともみあい、運転手が包丁で刺されて重傷。

95年に脳動脈瘤破裂で死亡した佐伯市内の男性の遺族が、国に労災補償不支給処分の取り消しを求める訴訟を大分地裁に起こした。男性は佐伯市内の水産会社で定置網漁や潜水作業に従事。95年秋は台風で潜水による網の点検作業などが増え、同11月に脳動脈瘤破裂で倒れて約1カ月後に死亡した。

9/13 午後3時半すぎ、札幌市の札幌高裁で、裁判の開廷直後に控訴人の男が刃物で裁判官を襲った。札幌中央署員が取り押さえた際に軽いけが。

運動会の競技開始のピストルで難聴になったとして、大阪市立小学校の管理作業員の男性が市に900万円の損害賠償を求めた訴訟で、市が男性に540万円を支払って控訴審の大阪高裁で和解していた。昨年8月の大阪地裁判決は、男性のそばでピストルを鳴らした教諭の過失を認め、市に755万円の支払いを命じていた。

9/14 福岡県筑豊地方など九州 山口の炭鉱で働きじん肺を患った元従業員と遺族計196人が国と企業に損害賠償を求めている「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の第一回口頭弁論が、福岡地裁であった。国側は筑豊じん肺訴訟最高裁判決などを踏まえ、和解による解決をしたいと正式に表明。

昨年7月、広島県呉市の造船会社IHIMU呉工場で船体の鋼材が倒れ、作業員4人が死傷した事故で、呉署は業務上過失致死傷容疑で、同

工場課長ら従業員計6人を書類送検した。

9/15 富山大学理学部校舎の改修作業中に、地中からオキソ塩化リンなど毒物の薬品瓶計538本が見つかり作業員5人が舌のしびれなどを訴えた。

9/16 大阪市のホテル日航ベイサイド大阪で営業担当だった男性が、「過労で脳出血を起こした後遺症が出たのは、会社がの安全配慮義務を怠ったのが原因」として、経営するホテル日航大阪に損害賠償を求め神戸地裁に提訴した。

那覇労働基準監督署は労災事故を別の場所で起きたように装い、労働者死傷病報告書を約1年間も提出しなかった「労災隠し」があったとして、労働安全衛生法違反の疑いで個人事業主と元請け会社、共犯容疑で元請け会社の役員と事故当時の現場代理人を書類送検した。沖縄労働局管内の「労災隠し」の送検は今年は今回を含め4件目。

9/17 午前11時40分ごろ、福岡市の電気ビル本館の12階部分で、作業用ゴンドラのワイヤが切れゴンドラが宙ぶりに。外壁の補修をしていた作業員2人が救助を福岡市消防局の救助隊員が救助。1人が首に痛み。

東根市の医薬品製造・販売会社「エース・ジャパン」第1工場で4月5日にあった爆発事故で、村山労働基準監督署は、同社と工場長を労働安全衛生法違反の疑いで山形地検に書類送検。

9/20 夫の労災の相談で新宮労働基準監督署の職員に侮辱され、うつ病になったとして、同県の主婦が国などに慰謝料など約580万円の支払いを求めた国家賠償請求訴訟の判決が和歌山地裁であり、裁判長は国に約58万円の支払いを命じた。

9/22 午前1時50分ごろ、東京都渋谷区的首都高速4号線初台料金所で、ETC専用レーンで料金収受会社員がトラックにはねられ死亡した。

厚生労働省は、労働局から労災保険加入の指導を受けながら未加入のまま、労災事故や通勤災害が起きた場合、労働者に支払われた保険給付を事業主から全額徴収することを決めた。

9/26 静岡市のペット輸入販売業者の従業員2人が、輸入のアメリカモモンガから細菌性の「レプトスピラ症」に感染し、静岡市保健所に届けた。

9/27 乗務先の香港でくも膜下出血で倒れ、右半身不随と失語症などの後遺症が残った日本航空の元客室乗務員が、成田労働基準監督署長を相手に労災認定を求めた訴訟の判決が、千葉地裁であった。裁判長は「業務による過重な精神的、身体的負荷が脳動脈瘤を増悪させた」と労災を認定し同署長の処分を取り消す判決を言い渡した。

社会保険庁職員が過労で自殺したのは同庁に安全配慮義務違反があったためとして、両親が国を相手取り損害賠償を求めた民事裁判の判決が、甲府地裁であり、裁判長は自殺との因果関係を認め国に約7200万円の支払いを命じた。

9/29 北海道苫小牧市の石油資源開発勇払鉱場で、原油タンクの清掃作業などをしてきた18人に8月から水銀中毒のような症状がでていた。苫小牧労働基準監督署は調査を始めた。

伊豆諸島 八丈島で今年7月、東京大学農学部の研究員の男性が、海洋生物の採取中におおられて死亡する事故があり、中央労働基準監督署は、作業責任者の東大農学部教授と同大を労働安全衛生法違反容疑で東京地検に書類送検した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブラック	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259